

3. 議会関係

(14) 懲罰処分に関する争訟の状況に関する調 (令和5年4月1日 から 令和7年3月31日 まで)

- ① 都道府県分 <該当なし>
- ② 市区町村分

都道府県名	市町村名	処分年月日	懲罰の種類	処分の理由	審決申請年月日	審決年月日	審決要旨	出訴年月日	裁判所名	判決年月日	判決の要旨	執行停止年月日	備考
群馬県	板倉町	R5. 5. 22	出席停止	地方自治法及び板倉町議会会議規則に違反したため	R5. 6. 12	R6. 2. 28	裁量権の範囲を超え、違法である						
静岡県	沼津市	R5. 10. 16	出席停止	沼津市議会会議規則第152条に違反し、議会の品位を汚したため	R5. 11. 1	R6. 8. 7	申請に係る処分を取り消す。						
兵庫県	洲本市	R5. 12. 19	陳謝	副市長に対して、根拠が不明確な発言を行い、その名誉を著しく傷つけ、議会の品位を貶めたため	R6. 1. 9								審理中
兵庫県	洲本市	R5. 12. 19	出席停止	陳謝文の朗読を拒否し、異なる発言をしたという議会の決定に従わず、議事を妨害し、議会の品位を軽んじたため	R6. 1. 9								審理中
宮崎県	木城町	R5. 12. 14	出席停止	議会が議決した「本会議における一般質問での発言に関する陳謝文の朗読」を行わなかったため	R5. 12. 27								審理中
計	4団体				5件			0件				0件	